

救命索発射器の救命索の型式承認試験基準

[1] 総 則

船舶救命設備規則（昭和40年運輸省令第36号）第30条に規定する救命索発射器の救命索の型式承認試験の方法及び判定基準は、次に定めるところによる。

[2] 一 般

判定基準中「有効に機能する」とは、点火装置による発射、発射体の飛翔及び救命索の牽引が異常なく行われることをいう。

[3] 試験方法及び判定基準

試験方法及び判定基準については、次表による。

試験方法			判定基準		対応する国際基準	備考
1	1	温度繰返し試験	1	試験後に収縮、亀裂、膨脹、溶解又は機械的品質の変化のような損傷がないこと。	MSC. 81 (70)/part1/ 9.5 4.2.1 1.2.1 MSC. 200 (80)	
	1	3個の供試体(供試体A、B及びC)を交互に-30°C及び+65°Cの周辺温度にさらす。この交互のサイクルは、それぞれの直後に行う必要はなく、合計10サイクル繰り返す次の手順でよい。 1) 1日で終了する+65°C以上での8時間サイクル 2) 同じ日に高温槽から取り出した供試体を翌日まで 20°C ±3°Cの室温状態にさらす。 3) 翌日終了する-30°C以下の8時間サイクル 4) 同じ日に低温槽から取り出した供試体を翌日まで 20°C ±3°Cの室温状態にさらす。	2	有効に機能すること。	1.2.1	
	2	上記繰返しの後に、常温にて3個の供試体(供試体A、B及びC)を作動させる。				

2	低温試験	2			MSC. 81 (70) Part1/ 9.5 4.2.2 MSC. 226(82) 4.2.2	
1	1 個の供試体(供試体 D)を−30°Cの温度に 48 時間保持した後、低温槽から取り出しすぐに作動させる。	1	有効に機能すること。			
3	高温試験	3			MSC. 81 (70) Part1/ 9.5 4.2.3 MSC. 226(82) 4.2.3	
1	1 個の供試体(供試体 E)を+65°Cの温度に 48 時間保持した後、高温槽から取り出しすぐに作動させる。	1	有効に機能すること。			
4	高温多湿試験	4			MSC. 81 (70) Part1/ 9.5 4.2.4	
1	1 個の供試体(供試体 F)を、温度+65°Cで相対湿度 90% の環境中に 96 時間以上保持し、続いて、温度+20°C～+25°C で相対湿度 65% の環境中に 10 日間保持した後、作動させる。	1	有効に機能すること。			
5	標示検査	5			LSA code/ 1.2.2.9 1.2.3 MSC. 218 (82) 1.2.3	
1	供試点火装置に標示される項目を確認する。	1	1) 以下の事項が標示されること。 ① 物件の名称 ② 物件の型式 ③ 製造番号 ④ 製造者 ⑤ 製造年月			

					2) 有効期限が、消えないように標示されること。 3) 使用方法を明確に説明した簡潔な指示又は図が、明瞭に消えにくい方法で標示されること。	MSC. 81 (70) Part1/ 4. 5. 1	
6	機能試験	6	1	1	1) ほぼ正確に索を発射できること。 2) 救命索の到達距離は、気象が穏やかな状態で 230m以上であること。 3) 発射方向に対する着地点の横方向へのズレは発射体の到達距離の 10%を超えないこと。	MSC. 81 (70) Part1/ 9. 2 LSA code/ 7. 1. 1. 1 7. 1. 1. 2	
7	救命索引張試験	7	1	1	破断強さは 2 k N以上あること。	MSC. 81 (70) Part1/ 9. 3 LSA code/ 7. 1. 1. 3	